

參考資料

1. サービス産業等の生産性向上に関する取組について

1 (1) . 政府全体での取組の変遷

- 2007年「**サービス産業生産性協議会**（SPRING）」が発足。
第1回「ハイ・サービス日本300選」開始。2010年（第9回）で終了。
- 今年4月「**サービス産業チャレンジプログラム**」がとりまとめ。
ローカル・アベノミクスの施策の一つとして位置づけ。
- 今年6月「**サービス業の生産性向上協議会**」を立ち上げ。
サービス産業の生産性向上について分野ごとに、政府、業界団体や幹部企業等、官民が一体となって、業種の特性に着目しつつ、ベストプラクティスを収集し、生産性向上に向けた取組をすすめているところ。
【日程】
10月1日宿泊業、10月8日小売業、10月21日介護、11月2日道路貨物運送業、11月12日飲食業
- 今年6月「**日本再興戦略改訂2015**」において閣議決定。
官民協同での業種ごと(特に小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の5分野)の生産性向上活動を展開する。

1 (2) . サービス産業チャレンジプログラム

- サービス産業の活性化のために、平成27年4月15日に産業競争力会議において決定。
- 2020年までに、労働生産性の伸びを2.0%（2013年0.8%）とすることを目標に。

1. 横断的事項

- (1) ベストプラクティスに基づいた課題と対応策の提示
- (2) サービス品質の評価
- (3) 創業・ネットワーク化の促進等

- (4) IT利活用
- (5) サービス産業のグローバル化
- (6) 人材育成
- (7) 都市のコンパクト化・ネットワーク化

2. 業種別施策

(1) 宿泊産業

- ・新規需要創出、IT利活用
- ・業務フローのカイゼン・機能分化と連携・IT利活用

(2) 運送業

- ・長時間労働の削減に向けた対策の実施
- ・適正取引の推進に向けたガイドラインの活用等
- ・ITを活用した中継輸送の導入促進

(3) 外食・中食

- ・ベストプラクティスの普及促進・業務の標準化
- ・IT利活用 ・価値の見える化
- ・新規需要創出
- ・ロボット導入

(4) 医療

- ・地域医療構想の策定・実現に向けた取組
- ・価値の見える化
- ・医療・介護・健康分野におけるIT活用
- ・チーム医療の推進 ・勤務環境の改善

(5) 介護

- ・介護サービスの質の評価に向けた仕組み作り
- ・持続的な人材確保サイクルの確立
- ・人的資源の質の向上と効果的な活用
- ・介護ロボットの開発・実用化等支援、IT利活用促進
- ・小規模事業者の連携強化
- ・関係者間の連携推進と効率的な事業運営

(6) 保育

- ・保育士の確保と資質の向上
- ・多様な受け皿、担い手の確保
- ・第三者評価の受審促進
- ・保育士の業務負担の軽減

(7) 卸・小売

- ・IT等を活用した新需要創出と業務の効率化

1 (3) . サービス業の生産性向上協議会

現在、サービス産業の生産性向上について、政府、業界団体や幹部企業等、官民が一体となって、業種の特性に着目しつつ、ベストプラクティスを収集し、生産性向上に向けた取組が進められているところ。

サービス業の生産性向上協議会（6月18日、第1回：於官邸）

飲食・宿泊・小売・介護・運輸の業界団体・幹部企業と総理等、政府関係者による生産性向上に向けた意見交換が行われた。

（参考）総理発言

賃上げに伴う消費回復が期待される中、今後、労働力不足の克服がアベノミクスの最大の課題となってきています。この課題を乗り越えるためには、生産性の向上しかありません。中でも、我が国の雇用の7割を担うサービス業は、飛躍的に生産性を高める潜在力を秘めています。今こそ『サービス生産性革命』を起こす時であります。この壮大な国民運動の母体として期待しているのが、本日第一回を迎えた、この『サービス業の生産性向上協議会』であります。

（中略）、一括りにサービス業といっても多種多様で、生産性向上の方策も分野ごとに様々であります。ですから今回、小売業、飲食業、宿泊業、介護業、運送業、各々の分野ごとに、きめ細かく、官民を挙げて全面的に支援していく体制をスタートしました。正にオールジャパンの国民運動の幕開けと言ってもいいと思います。

サービス業の生産性向上協議会（分野毎）

生産性向上について、分野毎に、協議会を設置し、企業・業界団体が、意見交換を行っている。

【日程】

10月1日宿泊業、10月8日小売業、10月21日介護、11月2日道路貨物運送業、11月12日飲食業

日本再興戦略改訂2015（6月30日閣議決定）（抄）

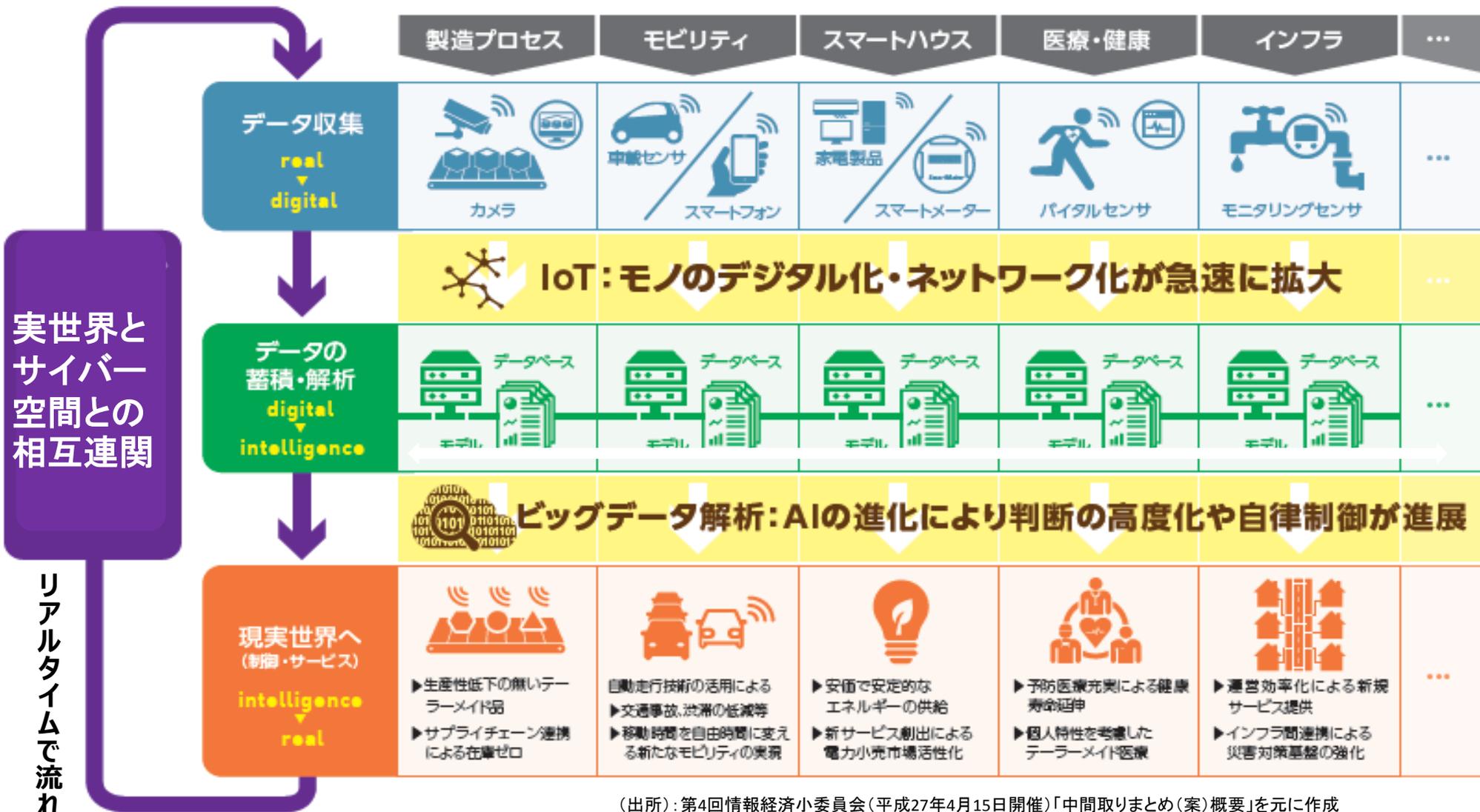
官民協同での業種ごとの生産性向上活動を展開する。具体的には、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の5分野で、製造業の「カイゼン活動」のサービス業への応用や、IT・ビッグデータ・設備の活用など、生産性向上に向けた取組を、官民を挙げて推進する。

また、地域に根を張った中小企業団体や金融機関が連携して中小企業・小規模事業者の生産性の向上を後押ししていくことが重要である。

どういった事業者に積極的に経営支援の働きかけを強めることが有効か、判断の参考となる指標（ローカルベンチマーク）等を策定し共有するとともに、生産性向上に必要な専門的なアドバイスを身近に受けられる地域の支援体制の構築に全力を挙げる。

1 (4) .製造業等の生産性向上に関する取組み

データ駆動型社会 : 実世界とサイバー空間との相互連関が社会のあらゆる領域に実装され、大きな社会的価値を生み出していく社会



(出所): 第4回情報経済小委員会(平成27年4月15日開催)「中間取りまとめ(案)概要」を元に作成

2. 平成27年度補正予算案の概要 (生産性向上関連)

2. 平成27年度補正予算案の概要（生産性向上関連）①

ものづくり・商業サービス新展開支援補助金（1020.5億円）

－中小企業の革新的な商品・サービス開発、生産性向上ため設備導入を支援。

(1) サービス・ものづくり型 補助上限額:1,000万円

中小企業・小規模事業者が行うサービス開発・試作品の開発や設備投資を支援。

(2) 生産性向上試作開発型 補助上限額:3,000万円

IOTを用いた生産性向上のための試作開発等に必要な設備投資を支援。

農商工連携、地域資源等支援事業（30億円）

－農産品等を含む地域資源活用により行う商品・サービスの開発や販路開拓等を支援。

TPP対策「地域資源等」支援

- 中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、海外市場を見据えた加工食品の開発、それに付随する鉱工業品の開発やそれらの組み合わせによるブランド化の取組を支援します。また、国内の外国人へのテストマーケティングを始めとした国内販路の開拓、本格的な海外販路開拓の費用を補助します（補助上限500万円（グループの場合：2,000万円）、補助率2/3）等。

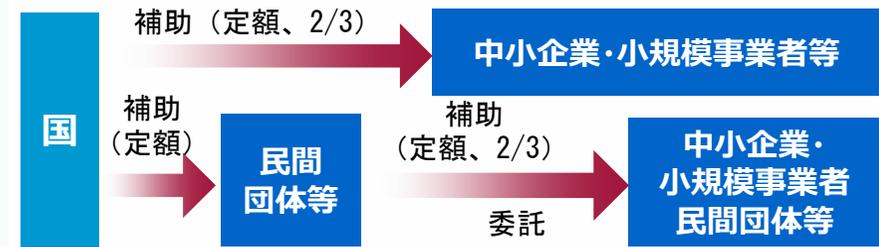
TPP対策JAPANブランド育成支援

- 「ふるさと名物」などの地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定を支援します（補助上限200万円、定額補助）。等。

TPP対策JAPANブランド等プロデュース支援

- 海外現地のニーズ等に詳しい外部人材の活用によって、日本の特色を活かした商材の海外展開に向けたブランディング、PR・流通まで一貫したプロデュース活動や海外向け販路開拓、外国人観光客による国内消費の喚起に向けた中小企業者等が行う地域の産品等の磨き上げや海外向けPR活動を支援します（定額補助）。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



2. 平成27年度補正予算案の概要（生産性向上関連）②

小規模事業者支援パッケージ（100億円）

－小規模事業者が商工会・商工会議所と一体になって取り組む 販路開拓等の取組み支援。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援。
また、小規模事業者の経営を筋肉質にしていくことを目指して、業務効率化・生産性向上に向けた取組も支援の対象とする。

アンテナショップ・ECサイト整備事業

小規模事業者単独ではハードルの高い、都市部での販売拠点（アンテナショップ）の設置や、展示会・商談会、インターネット通販サイトなどの環境を提供し、小規模事業者が取り扱う商品の認知度向上、テストマーケティングの実施、消費者と接する機会の創出を目指す取組を支援します。

小規模事業者経営力向上支援事業

小規模事業者の経営力の向上のため、経営指導員の支援能力の底上げに向けた指導・教育を行うスーパーバイザーを、全国団体から派遣する取組を支援します。

生産性向上に向けた資金繰り支援（20億円）

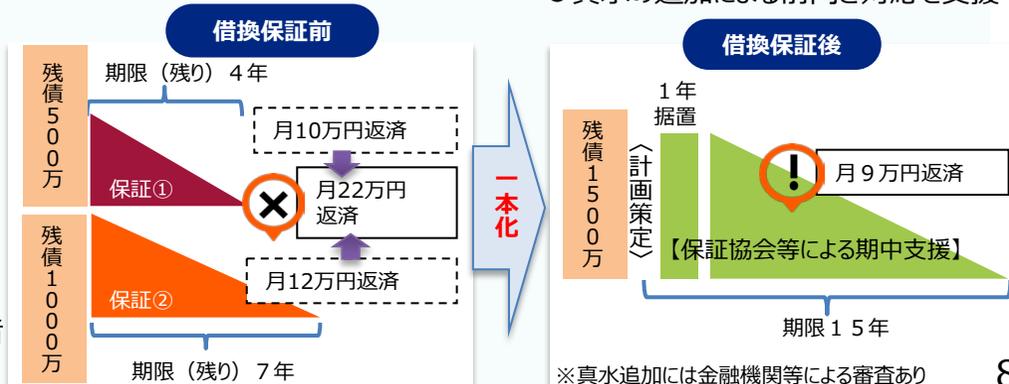
－生産性向上に向けた取組みに係る資金繰りの支援。

①政策金融（継続・拡充・創設する主な融資制度の概要）

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ地方で雇用等を行うための融資について制度横断的に利率を引き下げる。→各貸付利率から更に0.1%引下げ
- 待機児童ゼロ、介護離職ゼロ実現のため、保育・介護サービス向け融資について最優遇金利に引き下げる。→基準利率から0.9%引下げ
- 現地の市場調査や生産委託といった新たに海外展開を行う上で必要となる資金について低利で融資を行い、TPPを契機として海外展開を図る者を支援する。→基準利率から0.4%引下げ
- 訪日外国人観光客向けの設備投資を行う者へ低利で融資を行い、更なるインバウンド需要獲得に向けた支援を行う。→基準利率から0.65%引下げ
- 経営環境が悪化している中でも前向きな取組（経営改善計画の策定）を行う者に対して利率を引き下げる。→基準利率から0.2%引下げ

②信用保証（事業イメージ）

- 既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え
- 当面の中小企業の資金繰りを緩和
- 複数債務を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の負担軽減
- 真水の追加による前向き対応を支援

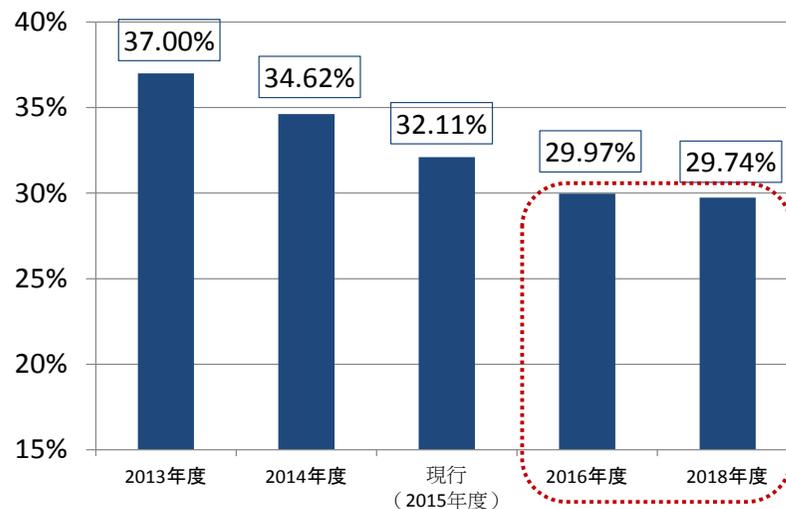


3. 平成28年度税制改正の概要 (生産性向上関連)

3. 平成28年度税制改正のポイント

I. 法人税改革 – 法人実効税率の引下げ –

- ◆ **平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで税率引下げを決定。**
- ◆ **財源は、経済に悪影響の少ないものに絞って対応。**
 - ① 研究開発税制を堅持
 - ② 減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない、建物附属設備・構築物に限定
 - ③ 設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し（「やるなら今でしょ」）
 - ④ 外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保 – 中小企業に対する外形標準課税は、引き続き「慎重に検討」を行うこととする。
 - ⑤ 繰越欠損金の控除上限の引き下げは、総枠を維持しつつ、縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化



II. 新たな機械装置等の投資に係る固定資産税の見直し

- ◆ **赤字企業を含め地域の中小企業の前向きな設備投資を支援するため史上初の固定資産税の投資促進減税を実現。**
 - 中小企業が新たに取得する機械装置（160万円以上、生産性1%向上）について、固定資産税を3年間半額とする措置

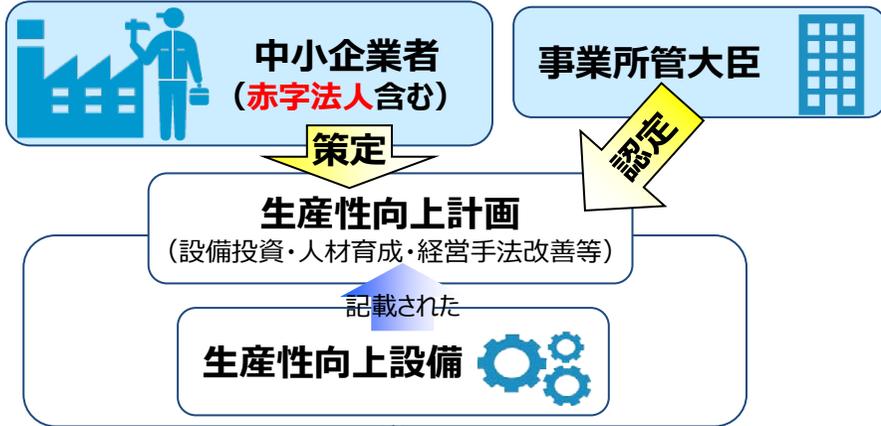
【参考】新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例（固定資産税）

- 地域経済の活性化には、地域に根ざした中小企業の生産性向上が必要。
- このため、中小企業者が改正法の認定計画に基づき取得する生産性向上設備について、固定資産税の課税標準の特例を創設。投資の収益性を高め、生産性向上投資を行う中小企業を力強く後押しする。

適用期間

【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】
※中小新法（P）の施行日以降に取得した資産が対象

新法



特例措置

投資の促進・生産性向上

（生産性向上設備に係る）
**固定資産税の特例
1/2 軽減（3年間）**

特例対象・内容

【支援対象】

- 中小企業者が改正法の認定計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）

※中小企業者：資本金1億円以下等

- 生産性を高める設備が対象

※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上（10年以内に販売開始）、③最新モデル）から、中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。

【特例】

- 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**

対象設備の例



フラットパネルディスプレイ製造設備



複合加工機

H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度

取得

特例

取得

特例

取得

特例

※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で認識され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税を軽減。